平成２９年（フ）第２６４１号
横浜市南区真金町２丁目16番地１　ハイツ大通公園606号
債務者　井戸　　清
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６４５号
横浜市神奈川区三ツ沢東町６番23号　ハピネスハイツ石渡202号
債務者　出口　敦子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６４８号
神奈川県藤沢市大庭5683番地の２　駒寄６－203
債務者　佐藤　竜太
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２０５号
東京都小平市小川町１丁目556番地の１メゾン三枝201号
債務者　櫻井　哲夫
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８７３９号
東京都北区田端１丁目21－２－505
債務者　佐野　和希
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２６４２号
神奈川県藤沢市辻堂東海岸３丁目８番14号
債務者　服部　美帆
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６６９号
横浜市泉区上飯田町3873－１　横浜いずみ介護老人保健施設、住民票上の住所横浜市磯子区岡村３丁目10番８号
債務者　川合ミヨシ
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４５８号
東京都豊島区巣鴨４丁目34番６－101号、前住所静岡県浜松市浜北区中瀬2536番地の１
債務者　小畑しげ子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２９年（フ）第２３９号
埼玉県比企郡吉見町大字長谷1643―239
破産者　特定非営利活動法人ＲｅＳＵＲＥ
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３４２号
神奈川県小田原市扇町３丁目31番６号
破産者　オオギ総合開発株式会社
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２６３号
福岡県遠賀郡遠賀町鬼津3437番地
破産者　株式会社シーピー
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５３１号
北九州市八幡西区南鷹見町６番41号
破産者　景観産業有限会社
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１５８号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄4154番地２
破産者　飯盛印刷紙工株式会社
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第１６６号
北海道川上郡標茶町字塘路北七線51番地91
破産者　有限会社ひがし北海道アウトドアセンター
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第３２号
栃木県那須塩原市東三島２丁目88番地34　サンライズイーストタウン102号
破産者　藤井　勝彦
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２９年（フ）第２０号
長野市大字南長池1210番地１
破産者　有限会社アズワールド
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１号
長野市大字南長池1210番地１、２階
破産者　株式会社ピステ
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係